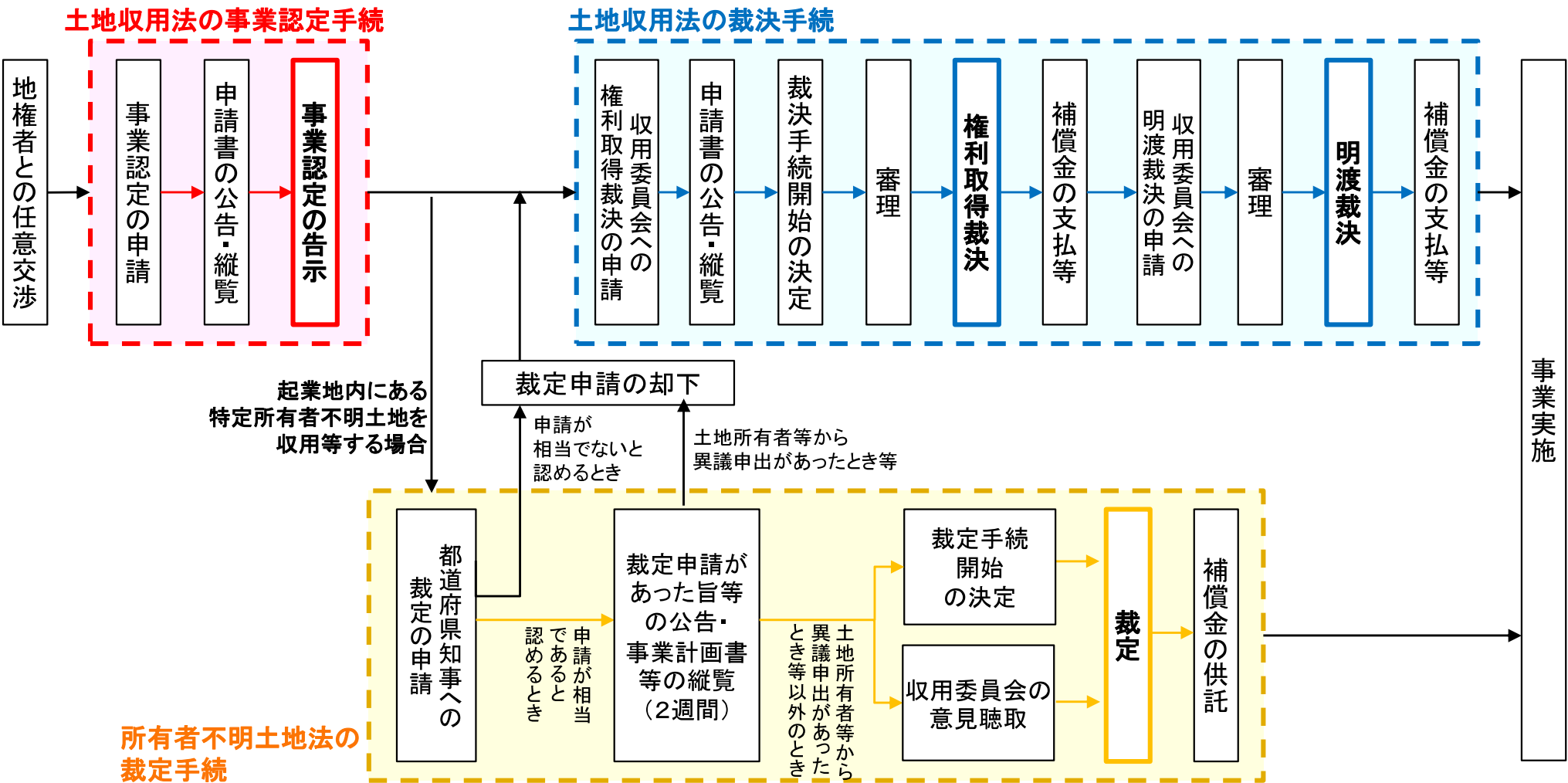
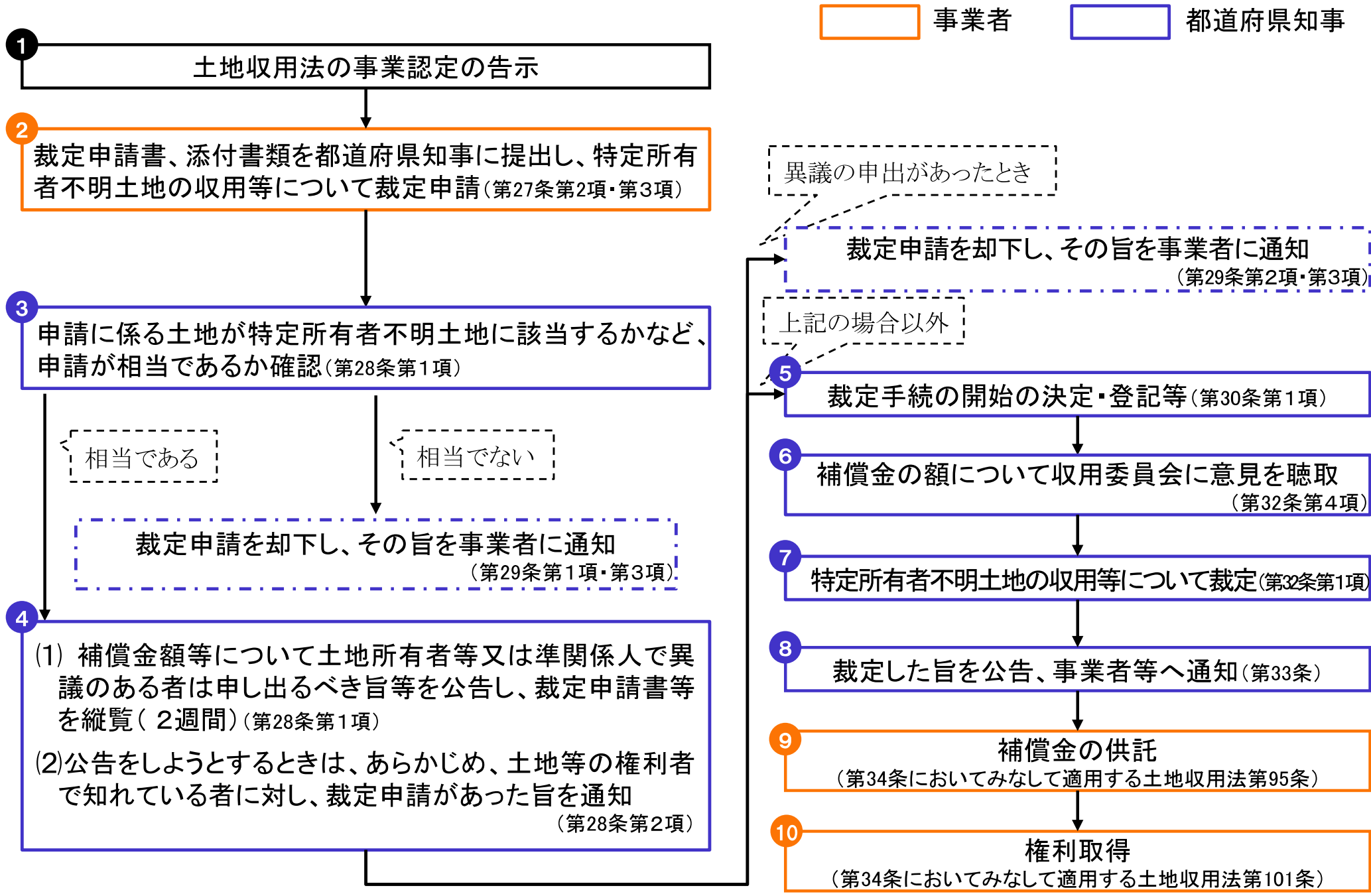


土地収用法の特例について

土地収用法の特例の概要

- 土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業について、その起業地内にある特定所有者不明土地を収用等しようとするときは、都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用等についての裁定を申請することができる。
(収用委員会による権利取得裁決・明渡裁決を都道府県による裁定に一本化するとともに、審理手を省略)
- 都道府県知事による公告・縦覧の結果、土地所有者等から申出があった場合等には、特例制度による手続は却下され、必要に応じ土地収用法に基づく裁決手続を行うこととなる。
- 都市計画法の認可等を受けた都市計画事業についても、同様に新法の裁定手続が可能。





- 【法律】
(裁定申請)
第二十七条
- 2 前項の規定による裁定の申請(以下この款において「裁定申請」という。)をしようとする起業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した**裁定申請書**を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 土地収用法第四十条第一項第一号の事業計画書に記載すべき事項に相当するものとして国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書
 - 二 次に掲げる事項を記載した**補償金額見積書**
 - イ 特定所有者不明土地の面積(特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあっては、当該一団の土地の全部の面積を含む。)
 - ロ 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量
 - ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所
 - ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(土地収用法第八条第三項に規定する関係人(ホにおいて単に「関係人」という。)であって、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第二項において同じ。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容
 - ホ 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等(特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。以下同じ。)が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳
 - 三 その他国土交通省令で定める書類

裁定申請書

- 起業者の氏名又は名称及び住所
- 事業の種類
- 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び地積
- 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知できない事情
- 特定所有者不明土地の所有権その他の権利の取得・消滅時期
- 土地・物件の引渡し・移転期限 等



事業計画書

- 事業計画の概要／事業の開始・完成時期／事業に要する経費及びその財源／事業の施行を必要とする公益上の理由／起業地を当該事業に用いることが相当である理由 等

補償金額見積書

- 特定所有者不明土地の面積／特定所有者不明物件の種類及び数量／確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所／確知権利者の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容／補償金の見積額及びその内訳 等

その他国土交通省令で定める書類

- 起業地・事業計画に関する図面／特定所有者不明土地の所有者探索の過程で得られた、所有者を確知できない事情を明らかにする書類／補償金の見積額の積算基礎 等